

# 意見書 (平成15年度第2回)

## 三重県再評価審査委員会

### 1 経過

平成15年9月2日に開催した平成15年度第2回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より湛水防除事業、地盤沈下対策事業、海岸環境整備事業、一般農道整備事業、揮発油税財源身替農道整備事業の各1箇所、並びにふるさと農道整備事業3箇所の審査依頼を受けた。

各審査対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 農業農村整備事業

- 4番 城南地区湛水防除事業
- 5番 城南地区地盤沈下対策事業
- 6番 島勝地区海岸環境整備事業

4番、5番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、農業振興地域の転用理由、費用対効果分析による更新効果の内訳、及び宅地開発による原因者負担等の負担割合の考え方について一部不明確な点が見られた。

したがって、審議未了のため次回再審議とする。

6番については平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、離岸堤(潜堤)延長の必要性については判断できる資料が不足している。

したがって、資料の提出を待って年度内に再審議とする。

#### (2) 農道整備事業

- 7番 玉城南部地区一般農道整備事業
- 8番 松阪多気地区揮発油税財源身替農道整備事業
- 9番 南勢東部地区ふるさと農道整備事業

10番 南勢西部地区ふるさと農道整備事業

11番 青山地区ふるさと農道整備事業

7番については、平成10年度に再評価対象事業として一度、審査を経た事業であり、その後5年を経過して継続中の事業である。また、8番から11番については平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、7番から11番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、今後ともより一層のコストの削減に努めるとともに、農道整備事業と農業振興との連携に努め早期に事業効果を発現されることを望むものである。